

## 中国会計・税務実務ニュースレター

### 今回のテーマ：中国の増値税に係る取締りの要点及び関連法令に違反する際の罰則

中国では1993年よりインボイス方式の増値税を導入いたしました。導入当初、偽造インボイスの横行により、深刻な税収難を経験しました。とりわけ輸出税額の不正還付により、沿海部では税収を上回る還付が必要になり、還付率を引き下げざるを得ない状況となりました。その後中国当局は金税システムの導入など、不正防止対策を講じてまいりましたが、このような経験は、これからインボイス制度を導入する日本にとっても参考にするべきと思われます。

本年5月28日、中国国家税务总局（日本の国税庁に相当）が記者会見を開き、2018年8月から全国範囲で展開している取締りが功を奏し、本年4月末までの期間中、増値税に係る違法行為で37万社強の企業を摘発し、24,000人以上の容疑者に対する強制措置を取り、また5,000人近くの容疑者に自首させたと発表しました。

本ニュースレターは、このような増値税に係る取締りのポイント及び関連法令に違反する際の罰則について紹介します。

#### 1. 取締りの標的となる項目と問題になり得る事例

本年1月、中国国家税务总局査察局長は、税務犯罪事案の発生件数が依然として減少していないことから、本年も引き続き取締りを強化するとメディアに公表しました。

同局による更なる取締りにおいて、以下の3項目が特に着目されると言われています。

3つの「架空」	概要
架空の發票 <sup>※</sup> の発行	事業活動をしていないにもかかわらず、架空の發票を発行する行為
架空の輸出	輸出増値税額の還付を受けるための詐欺行為
架空の申告	コロナ禍に係る税収・社会保険優遇政策を適用するための虚偽申告行為

※ 發票（ファーパーチオ）：日本における適格インボイスに相当

また、それぞれの「架空」において、以下の問題となり得る事例が挙げられます。

3つの「架空」+ α	問題となり得る事例
架空の發票の発行 または受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>架空の契約を締結することにより実態のない事業運営を見せ掛けている。</li> <li>そもそもペーパーカンパニーである。</li> <li>【意外な落とし穴！】架空の發票を受領している。</li> </ul>
架空の輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出に係る仕入増値税發票が信憑性に欠ける。</li> <li>モノ/カネ/發票との整合性が取れない。</li> </ul>
架空の申告 または過少の申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益の過少申告をしている（e.g. 同業他社より利益率が明らかに低いなど）。</li> <li>個人所得税や社会保険料を規定よりも少なく申告している。</li> </ul>

#### 2. 関連法令に違反する際の罰則

増値税に係る違反は犯罪行為にて、中国の刑法（第205条等）が適用されます。違法の金額にもよりますが、最も軽い刑罰でも3年以下の懲役と20万元以下の過料が科されます。

また、「中華人民共和国税徴収管理法」（主席令[2001]第049号）第5章第63条により、納税者が虚偽の納税申告などの行為をした場合、税金の追徴、滞納金の納付だけでなく、税金の過少納付分の50%以上5倍以下の罰金が科されることとなります。犯罪と看做される場合、刑事責任も追及されます。

## お見逃しなく！

2021年8月の「金税四期」の導入に伴い、税務当局は税務以外のデータまで入手することができました（入手が一層容易になりました）。また、「金税三期」の機能に加え、「金税四期」はAIによる監視機能が更に強化され、問題のある企業の特徴やサンプルがデータ化されることとなります。

税務局等の当局からの指摘が益々入りやすいため、指摘を受けた場合に説明できるよう、日頃より関連資料の準備に心掛ける必要があります。